

改訂の概要

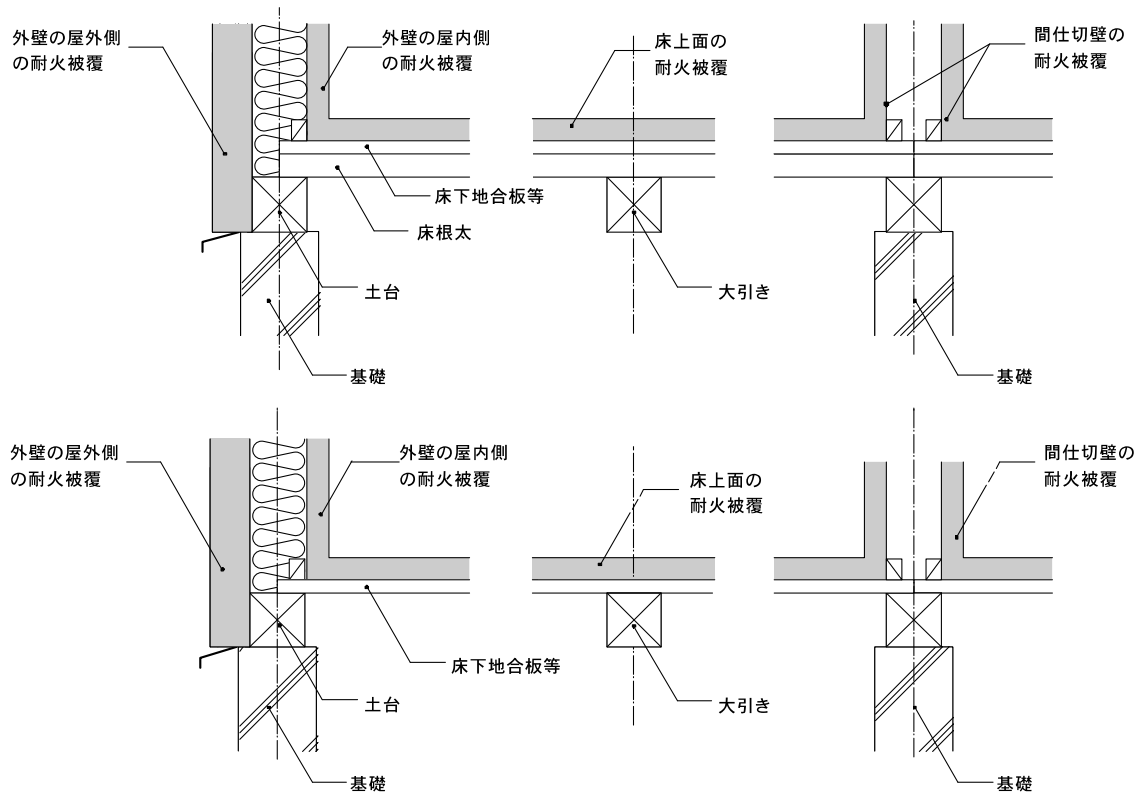
(1) 最下階の床

最下階の床は、法令では耐火性能を要求されていない。ただし、当該床が焼け落ちることを想定した場合は、床下から土台・壁内等への延焼防止措置を講じなければならない。

具体的な防火措置として図 1-1 に示すような対策が考えられる。また、床上面を被覆する場合の例を図 1-2 に、最下階の床を RC 造とする場合の例を図 1-3 に示す。

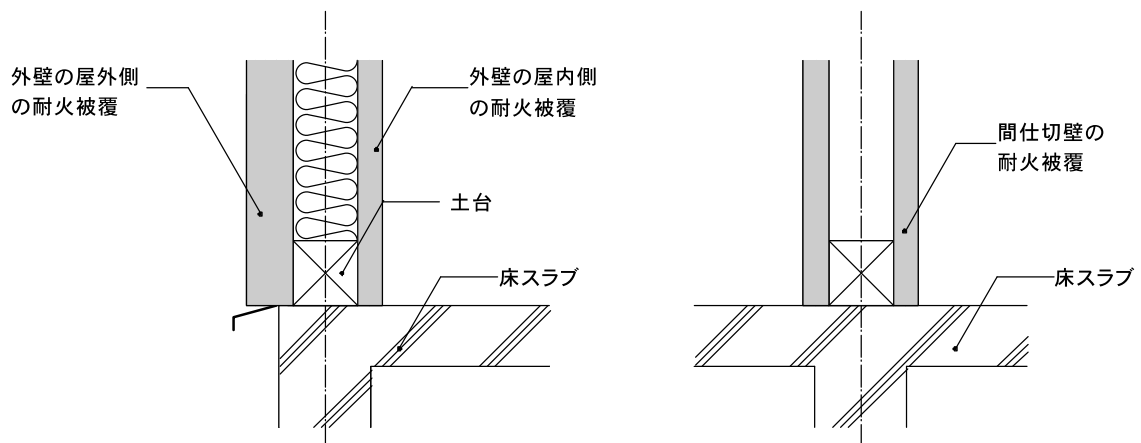
図 1-1	土台部分等に耐火被覆をする場合
概要	<p>①室内側の耐火被覆は土台まで連続して設ける。</p> <p>②大引きは床組みの一部であり、壁内等への延焼経路には該当しないので、床組みと同様に耐火被覆を必要としない。</p>

図 1-2 床上面を耐火被覆する場合



概要 床は上面のみ耐火被覆を行い、土台部分の屋内側耐火被覆は行わない。

図 1-3 最下階の床を鉄筋コンクリート造とする場合



概要 土台部分は、壁の屋内側耐火被覆と同様の耐火被覆を行う。

(2) 軒裏

軒裏は、法令上は耐火性能を要求されていない。ただし、木造建築物では、軒裏部分は屋根構造の一部に含まれるため、軒裏から小屋裏への延焼防止措置が必要となる。

また、小屋裏物置等が存する部分の外壁（妻壁等）及び内壁の仕様は耐火性能上、居室における外壁の仕様と同様とする。

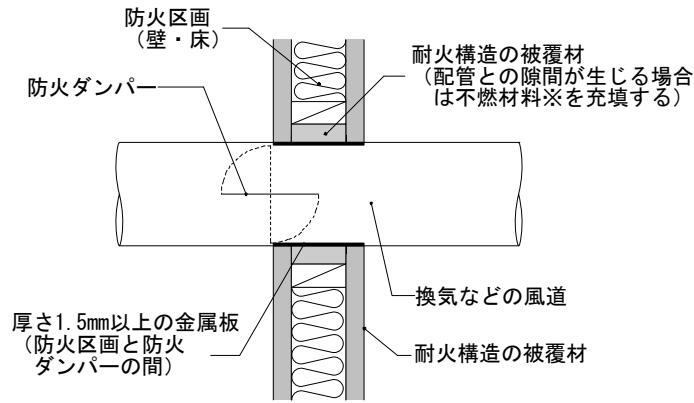
図 2-1	軒裏の耐火被覆の考え方の例
概要	<ul style="list-style-type: none"> ①軒裏は、外壁の屋外側と同等の耐火被覆を行う。 ②軒先は、窯業系不燃材料厚さ 20mm 以上または同等品にて覆う。 ③妻壁が存する場合の外壁側は、外壁の屋外側耐火被覆を行う。 ④屋根材は法第 22 条及び第 63 条が適用される地域では不燃材料等で葺くまたは覆う。

(3) 防火区画の貫通部

防火区画を貫通する給水管、配電管、風道は、令第112条第15項、16項、令第129条の2の5第1項七号及びH12建告第1422号による。具体的な防火区画の貫通部納まり例は図3-1、図3-2による。

図 3-1	防火区画の貫通部（給水管、配電管その他の管）
<p style="text-align: center;">※不燃材料：モルタル、ロックウール、グラスウールなど</p>	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ①貫通部及びその両側 1m 以内の距離にある給水管、配電管その他の管は不燃材料で造る。 ②硬質塩化ビニル管の場合は、H12 建告第 1422 号による。 ③貫通部は耐火構造の被覆材を連続させる。 ④被覆材との隙間を、モルタル等の不燃材料または同等の材料で充填する。 ⑤防火区画を貫通する床も同様とする。

図 3-2 防火区画の貫通部（空調設備や換気用の風道）



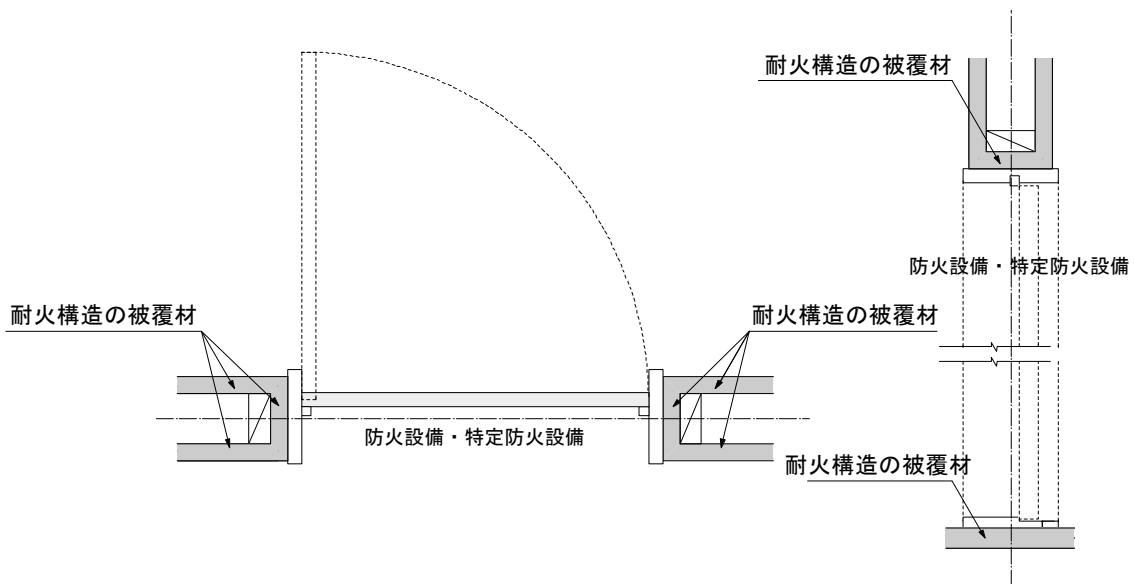
※不燃材料：モルタル、ロックウール、グラスウールなど

- 概要
- ①貫通部分又は近接する部分に防火ダンパーを設置する。
 - ②貫通部は耐火構造の被覆材を連続させる。
 - ③被覆材との隙間を、モルタル等の不燃材料または同等の材料で充填する。
 - ④縦穴区画と異種用途区画は煙感知器連動防火ダンパー、面積区画には熱感知器又は煙感知器連動防火ダンパーとする。

(4) 防火設備・特定防火設備の取付詳細

防火区画を構成する耐火構造の間仕切壁に取り付く防火設備又は特定防火設備は、図 4-1 による。

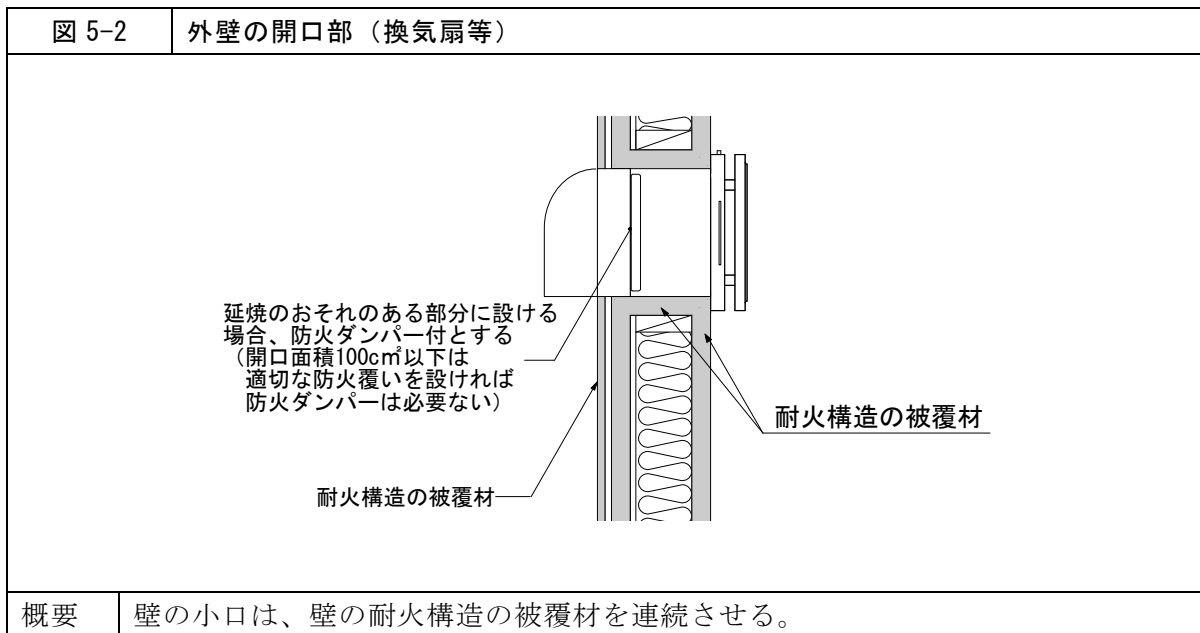
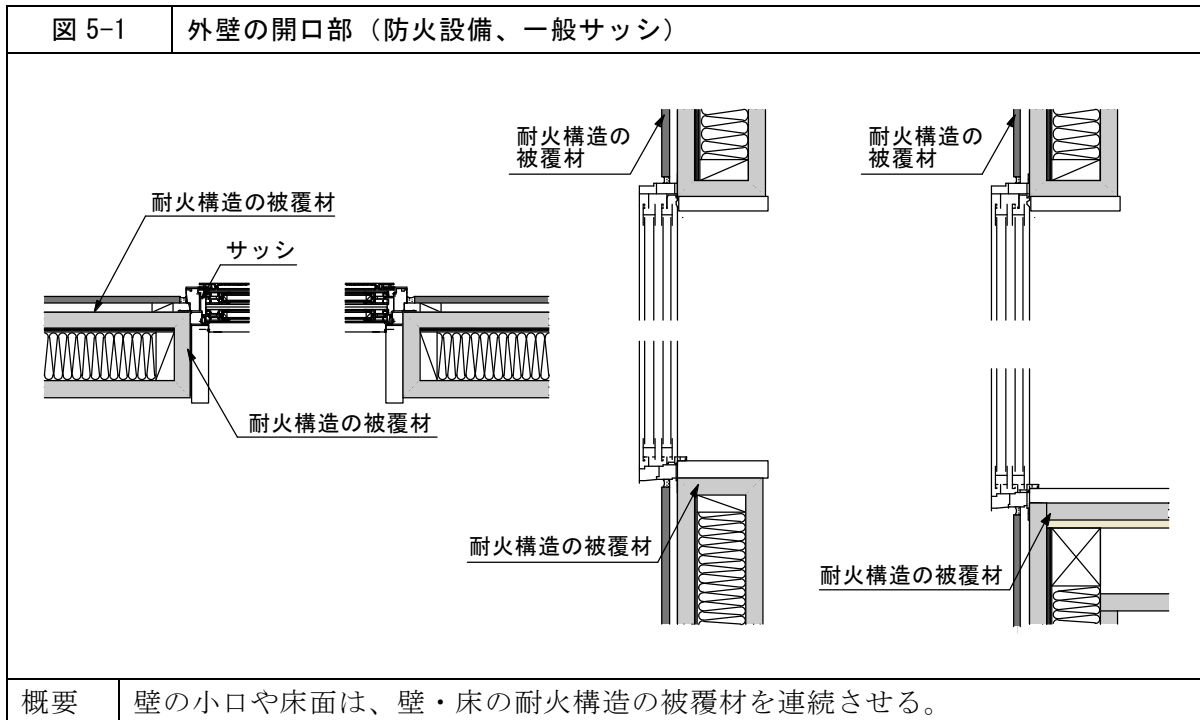
図 4-1 防火設備の例



- 概要
- 壁の小口や床面は、壁・床の耐火構造の被覆材を連続させる。

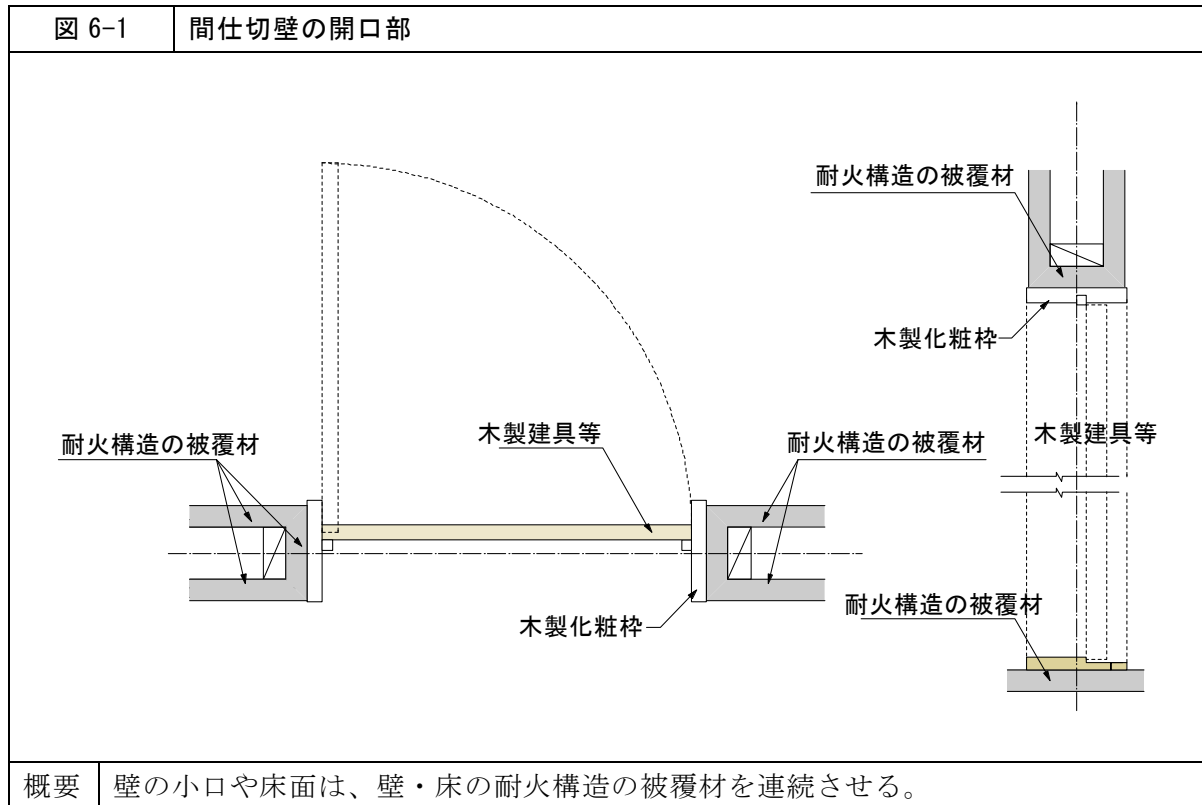
(5) サッシ納まり

耐火構造の外壁に取り付くサッシや換気口などに設ける防火措置などは図 5-1、図 5-2 による。



(6) 室内開口部

耐火構造の間仕切壁に取り付く室内建具の防火措置は図 6-1 による。



(7) 床・壁の耐火被覆材を貫通する配管等

床・壁（防火区画ではない場合に限る）の耐火被覆材を貫通する配管部分は天井裏・軸組内への炎・熱を遮る措置を行う。

